

## 第1 公有財産売却の参加条件など

### 1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の規定に該当する方
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号に該当する方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当する団体又は構成員
- (4) 美浦村暴力団排除条例（平成 2 6 年美浦村条例第 2 2 号）第 2 条第 3 号に該当する方
- (5) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (6) 日本語を完全に理解できない方
- (7) 美浦村が定める本ガイドライン及び K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (9) 村から提出を求められた資料を提出できない方
- (10) 他人名義のアカウントで入札に参加した方

## 2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって美浦村が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、以後 3 年間美浦村の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や美浦村（執行機関）において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に美浦村（執行機関）が下見会（物品の公開）を実施する場合はその場において、購入希望の財産を確認してください。

HP 掲出写真外の瑕疵など、隠れた瑕疵による契約解除はできません。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込など一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

※ K S I 官公庁オークションの規定により、参加仮申し込みの時点で20歳未満の方は参加仮申し込みを行うことができません。それにもかかわらず参加仮申し込みを行い、後日そのことが発覚した場合、入札が無効になったり、落札が取り消しとなったりしますので、十分ご注意ください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

仮申し込みを受け、美浦村において切り替えを行います。必要書類がある場合には、申込者に別途連絡します。

- (6) 公有財産売買契約上の特約事項

公有財産売却の物件によっては、落札者（買主）に対して、買受後の当該物件の使用の用途並びに所有権の移転について制限を加える場合があります。つきましては、当該物件の売払いに関する入札公告、入札説明書及び契約書（案）について必ず確認してください。

なお、落札者がこの売買契約上の特約事項に違反された場合に、美浦村に損害を与えたときは、損害賠償金を支払っていただくことがあります。

- (7) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
- (8) 自動車の購入にあたっては、「美浦村」と記載のあるロゴについて、事業者の負担において消去し、引き渡し後1月以内に市に消去後の写真の送付を願います。
- (9) 正当な理由なく落札者決定後3か月以内に引き取りを完了しない場合は、売買契約は解除し、落札物件についての所有権が村に移転します。
- (10) 入札保証金は、入札した、入札しないに関わらず、落札者とならなかった場合には還付します。クレジットカード納付では引き落としされないか、一旦引き落とし後、クレジットカード会社を通じて返還されます。

- (11) 落札者が納付した入札保証金は、契約をする、しないに関わらず契約保証金に充当します。なお、契約保証金は契約が履行された後、落札代金に充当されます。

### 3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など美浦村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(動産・自動車 の場合)

- (3) 公有財産が動産、自動車などである場合、美浦村はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。なお、自動車保管中にバッテリーが上がる等不具合が生じる可能性があります。村において修繕等の対応はできません。

- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。

(不動産の場合)

- (5) 美浦村は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

- (6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などはありません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

### 4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン I D に登録されているメールアドレスを美浦村に開示され、かつ美浦村がこれらの情報を美浦村の規程に基づき、10 年間保管すること。

・美浦村から公有財産売却の参加者に対し、ログイン I D で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン I D に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 美浦村が収集した個人情報をもとに地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づき入札参加者の資格審査などを行うことを目的として利用すること。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

## 5 共同入札について

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。公有財産が不動産の場合のみ行うことができます。共同入札における注意事項は、以下のとおりです。

(1) 共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン I D で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

(2) 共同入札をする場合は、代表者が仮申し込みすると同時に必要な書式を美浦村の Web ページ等から入手し、記名押印し必要書類を添付の上、入札開始 2 営業日前までに美浦村に到着するよう提出しなければなりません。

(3) 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容など異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

## 第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札に参加するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。

公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

### 1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・ 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・ 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始2開庁日前までに美浦村に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに美浦村が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

### 2 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。美浦村が定める公有財産売却に係る入札保証金は、入札者が各物件に対し入札を予定する金額の100分の10以上の金額としています。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、入札を予定する物件ごとに必要です。入札保証金は、「クレジットカードによる納付」のみです。

- ・ 原則として、入札参加申込期間締切日までに美浦村が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

「クレジットカードによる納付」

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカ

ードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・ 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジットカード」に「○」をしてください。
- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

### (3) 入札保証金の返還

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者とならなかった場合には全額返還されます。クレジットカード会社が引き落としを行わないか、引き落とし後に返還するかのいずれかとなります。

### (4) 入札保証金の契約保証金への充当等

落札者が納付した入札保証金は返還されません。申請書に基づき、契約締結の際に地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。なお、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合、落札者の決定が取り消され、入札保証金は没収となります。

## 第3 入札の方法等及び公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

### 1 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

## (2) 無効の入札（入札がなかったものとする取り扱い）

入札者が事前に納付した入札保証金の10倍を超える金額を入札した場合、入札保証金の要件を満たさなくなるため、その入札は無効となります。

また、本ガイドライン第1「公有財産売却の参加条件」に規定する参加できない要件のいずれかに該当する者が行った入札と美浦村が認めるときは、その入札を無効として取り扱うことがあります。

## 2 落札者の決定

### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、美浦村は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札（無効となったものを除く）において、入札価格が予定価格（最低売却価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

また、落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

#### ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ 落札者への通知

落札者には、美浦村から入札期間終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。（共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ送信します。）

- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、美浦村に連絡する際や美浦村に書類を提出する際などに必要となります。
- ・ 落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により美浦村が落札者に送信した電子メールが到着しなかったため、契約の締結や売払代金の残金の納付に遅延が生じた場合は、落札者の責による遅延とみな



されます。落札者となったにもかかわらず一向に電子メールが届かない場合は、美浦村までお問い合わせください。

## (2) 落札者決定の取り消し

落札決定後、落札者が契約締結期限までに契約締結をしなかった場合、または落札者がガイドライン第1「公有財産売却の参加条件」に規定する参加できない要件のいずれかに該当することが発覚した場合、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、当該入札者が納付した入札保証金は没収となり、美浦村に帰属します。また、その他取り消しに伴い発生するいかなる損害についても、美浦村はその責めを負いません。

## 3 売買契約の締結（売却の決定）

### (1) 落札者との契約（売却決定）手続き

美浦村は、落札者決定後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

落札者は、落札決定の日以降で美浦村が定める契約締結期限までに、美浦村と売買契約を締結していただきます。

#### ア 契約保証金

契約保証金は、地方自治法施行令第167条の16で定められている、契約を締結する際に納付しなければならない金員です。美浦村が定める公有財産売却に係る契約保証金は、落札者が納付した入札保証金と同額としています。申請書に基づき、当該入札保証金を契約保証金に全額充当します。契約保証金には利息を付しません。

#### イ 必要書類

契約の際には美浦村より契約書案（2通）を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を2通の内の1通に貼付け、次の書類などを添付して美浦村が設定する契約締結期限までに美浦村に直接持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留に限ります。）してください。

- ・ 市町村が発行する身分証明書（落札者が個人の場合。ただし、落札者が共同入札者で個人である場合も同様）
- ・ 売却物件が自動車である場合は、美浦村が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する必要書類

ウ 売買契約にかかる売却価格（売却の決定金額）

落札者が入札した金額を売却価格（落札金額）とします。

ただし、売却物件が自動車、物品等、消費税法に基づく課税の対象となる物件の場合には、入札した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して売却価格（落札金額）といたします。

エ 売買契約の締結について、美浦村の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美浦村条例第3号）」の規定により議会の議決を要する契約については、美浦村議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結します。この際、美浦村議会の同意を得られなかった場合、美浦村は落札者に損害が生じててもその責めを負いません。

#### 4 売払代金の納付

##### (1) 売払代金の残金の金額

契約保証金を売払代金に充当する場合の売払代金の残金は、落札金額から契約保証金を差し引いた金額となります。

##### (2) 売払代金の納付期限について

落札者は、売払代金の納付期限までに美浦村が納付を確認できるよう売払代金の全額を一括で納付してください。

- ・ 売払代金の納付期限につきましては、入札公告、入札説明書等において定めますので確認してください。
- ・ 売払代金の全額が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の納付期限までに売払代金全額の納付が確認できない場合、売買契約を解除するとともに、違約金として契約保証金を没収し、返還しません。

##### (3) 売払代金の納付方法

売払代金は次のうちのいずれかの方法で納付してください。なお、売払代金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の納付期限・時刻までに美浦村が納付を確認できることが必要です。

ア 美浦村が指定する銀行口座への振込による納付。

イ 現金又は小切手（大阪手形交換所加盟の金融機関が振り出す自己あて小切手とし、振出日より５日以内のもので、「受取人」は「持参人払い」としたものに限り、）を美浦村へ直接持参。

## 5 入札保証金の返還

### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札期間終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行った後、入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札期間終了後となります。

- ・ 入札保証金には利息を付しません。
- ・ 入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

株式会社ネットラストは、クレジットカードによる納付を選択された入札参加者で落札者とならなかった入札参加者の入札保証金は、クレジットカードからの引き落としを行いません。したがって、返還すべき入札保証金はありません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金を引き落とした場合には、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

## 第４ 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

美浦村は、落札決定後、落札者と売買契約を交わします。

契約の手続きについては、第３の３「売買契約の締結（売却の決定）」を参照してください。

売却代金の全額の納付を確認した後、不動産については落札者の請求に基づいて美浦村が不動産登記簿上の権利移転登記の手続きを行い、自動車については落札者が自動車登録手続きを行うこととなります。

### 1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の全額を納付したときに権利移転します。

### 2 権利移転の手続きについて

（不動産の場合）

- (1) 美浦村のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売却代金の納付完了後、美浦村へ提出してください。

なお、その際登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収書（原本）（以下、「収入印紙等」といいます）も合わせて美浦村に提出してください。（詳しくは、4「引き渡し及び権利移転に伴う費用について」の（2）を参照してください。）

- (2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合についても明らかにして、任意の書式にて合わせて美浦村に対して提出してください。

- (3) 売却代金の納付と必要書類の確認の後、所有権移転の登記が完了するまで、3週間程度の期間を要することがあります。（郵送事情などによって変動することがあります）

（自動車の場合）

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

### 3 注意事項

- (1) 公有財産売却の財産にかかる危険負担は、契約を締結した時点で、落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など美浦村の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額や損害の賠償を請求することはできません。

なお、売却代金の納付を完了した時点で所有権は落札者に移転します。

- (2) 売却する公有財産は、現況のままで引き渡します。（図面と現況が相違している場合、現況が優先します）

所有権の移転後、物件の数量不足、キズその他隠れた瑕疵のあることを理由に代金の減額、契約の解除又は損害の賠償を請求することはできません。

売却する公有財産内の動産類やゴミなどの撤去・処分等は、すべて落札者自身の費用と責任で行ってください。

### 4 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

（不動産）

(1) 権利移転に伴う費用（所有権移転登記にかかる登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ア 収入印紙で登録免許税を納付する場合。

売却代金の納付完了後、必要な収入印紙を美浦村に持参又は郵送（※）してください。

イ 収入印紙以外での納付を希望される場合

美浦村から登録免許税額を記載した登録免許税納付書を送付しますので、金融機関等で納付していただき、その領収証書（原本）を美浦村に持参又は郵送（※）してください。

※ 収入印紙や領収証書等を郵送される場合は、特定記録郵便又は簡易書留により送付してください。

(3) 共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

（自動車）

(1) 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車取得税など）は落札者の負担となります。

ア 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙が必要です。

イ 自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

## 第5 公有財産売却の中止

### 1 売却システムに不具合などが生じた場合の売却の中止

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却又は入札を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

- ア 入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

## 2 執行機関（美浦村）の都合による公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後、売却財産の公開中であっても、美浦村のやむを得ない事情により公有財産売却又は入札を中止することがあります。

## 3 公有財産売却中止に伴う措置

(1) 入札保証金の返還

- ア 特定の物件について売却手続きが中止となった場合  
当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。
- イ 全ての公有財産売却が中止となった場合  
入札保証金は中止後返還します。

## 4 公有財産売却の中止に伴う入札参加者等の損害

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札参加申込み者及び入札参加者（以下「入札参加者等」という）に損害が発生した場合、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、公有財産売却の手続きを中止したことにより、入札参加者等に損害が発生した場合、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

## 第6 その他留意事項

## 1 入札参加者等の使用機器、ネットワークの不備・不調その他に伴う損害

- (1) 入札参加者等の使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、美浦村は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。なお、入札参加申し込みの後、入札に参加しなかった場合、納付された入札保証金は返還いたします。
- (2) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札参加者等が使用する機器やネットワークなどに不備・不調が生じ、入札参加者等に損害が発生した場合、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) クレジットカード決済システムの不備・不調により、クレジットカードによる入札保証金の納付が行えず、結果として公有財産売却に参加できなかったとしても、これに起因して生じた入札参加者等の損害について、美浦村は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (4) 入札参加者等の発信もしくは受信するデータが不正アクセス及び改変等を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、美浦村は責任を負いません。
- (5) 入札参加者等が、自身のYahoo! JAPAN ID 及びパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいする等して被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず美浦村は責任を負いません。

## 2 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

## 3 リンクの制限など

美浦村が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、美浦村物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。また、売却システム上において、美浦村が公開している美浦村物件一覧のページ情報（文章、写真、図面など）について、美浦村に無断で転載・転用することは一切できません。

## 4 その他

- (1) 不正に入札参加資格を得又は不正な方法でした入札は無効となります。
- (2) 売却物件を視察される場合は、周辺の迷惑とならないよう注意してください。
- (3) 売却物件の落札後の活用に当っては、関係法令等を遵守しなければなりません。
- (4) 落札者が、契約に定める義務を履行しないために、美浦村に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

#### インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

#### クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。